

福岡県公報

平成十九年十月十七日
第二千七百三十九号
増刊 ①

目次

規 則 (第六十九号・第七十号)

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則 (自然環境課) …………… 一

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則 (都市計画課) …………… 八

規 則

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十月十七日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第六十九号

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県温泉法施行細則(昭和二十七年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条」を「第十四条」に改める。

第三条第二項第七号イ中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十条第一号中「第十五条第二項」を「第十九条第二項」に、「様式第十四号」を「様式第十八号」に改め、同条第三号中「第八条第一項第五号」を「第十二条第一項第五号」に改め、同条第三号中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」を「様式第十九号」に改め、同条第四号中「第十二条」を「第十六条」に、「様式第十六号」を「様式第二十号」に改め、同条を第十四条とする。

第九条第一項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め

、同条第三項第一号中「様式第十一号」を「様式第十五号」に改め、同項第二号中「様式第十二号」を「様式第十六号」に改め、同項第三号中「様式第十三号」を「様式第十七号」に改め、同条を第十三条とする。

第八条を第十二条とする。

第七条第一項中「第七条」を「第十一条」に、「様式第十号」を「様式第十四号」に改め、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条第一項中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「様式第九号」を「様式第十一号」に改め、同条第二項第一号イ中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号ト中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)

第九条 規則第八条の規定による申請書は、様式第十二号のとおりとする。

2 規則第八条第二項第二号の規定による法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面は、様式第二号のとおりとする。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請)

第十条 規則第九条の規定による申請書は、様式第十三号のとおりとする。

2 規則第九条第二項第三号の規定による法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面は様式第二号のとおりとする。

第五条第一項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「様式第七号」を「様式第九号」に、「様式第八号」を「様式第十号」に改め、同条第二項第三号中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第五号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第四条第一項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「様式第四号」を「様式第六号」に、「第六条第一項」を「第八条第一項」に、「様式第五号」を「様式第七号」に改め、同条第二項中「様式第六号」を「様式第八号」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)

第四条 規則第三条の規定による申請書は、様式第四号のとおりとする。

2 規則第三条第二項第一号の規定による法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面は様式第二号のとおりとする。

(掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請)

第五条 規則第四条の規定による申請書は、様式第五号のとおりとする。

2 規則第四条第二項第三号の規定による法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面は様式第二号のとおりとする。

様式第二号中「(第3条、第5条、第6条、第10条関係)」を「(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第14条関係)」と改める。

様式第十六号中「(第10条関係)」を「(第14条関係)」とし、「第17条第1項」を「第21条第1項」と改め、同様式を様式第十六号とする。

様式第十五号中「(第10条関係)」を「(第14条関係)」とし、「第16条」を「第20条」と改め、同様式を様式第十九号とする。

様式第十四号中「(第10条関係)」を「(第14条関係)」とし、「第15条第2項」を「第19条第2項」と改め、同様式を様式第十八号とする。

様式第十三号中「(第9条関係)」を「(第13条関係)」とし、「第9条第1項」を「第13条第1項」と改め、同様式を様式第十七号とする。

様式第十二号中「(第9条関係)」を「(第13条関係)」とし、「第9条第1項」を「第13条第1項」と改め、同様式を様式第十六号とする。

様式第十一号中「(第9条関係)」を「(第13条関係)」とし、「第9条第1項(第2項)」を「第13条第1項(第2項)」とし、「第13条第1項(第2項)」を「第9条第1項(第2項)」と改め、同様式を様式第十号とする。

様式第十号中「(第7条関係)」を「(第11条関係)」とし、「第14条第1項」を「第18条第1項」とし、「同条第3項」を「同条第4項」とし、「(9) 浴用又は飲用の方法及び注意」を「(9) 浴用又は飲用の方法及び注意」と改め、同様式を様式第九号とする。

「(9) 浴用又は飲用の方法及び注意」を「(9) 浴用又は飲用の方法及び注意」と改め、同様式を様式第十号とする。

「(10) 成分に影響を与える項目」を「(10) 成分に影響を与える項目」と改め、同様式を様式第十号とする。

様式第六号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」とし、「第13条第1項」を「第15条第1項」と改め、同様式を様式第十一号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第12号（第9条関係）

温泉利用許可承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

印

下記の許可について地位の承継を承認されるよう、温泉法第16条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
消滅する法人
存続又は新設する法人
- 許可を受けた日及び許可番号
 - 許可を受けた日
 - 許可番号
- 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
 - 施設の場所
 - 施設の名称
- 合併又は分割の予定日

様式第13号 (第10条関係)

温泉利用許可承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所

氏名

被相続人との続柄

印

下記の許可について地位の承継を承認されるよう、温泉法第17条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所

- 2 許可を受けた日及び許可番号
 - (1) 許可を受けた日
 - (2) 許可番号

- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
 - (1) 施設の場所
 - (2) 施設の名称

- 4 相続開始の日

様式第八号中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同様式を様式第十号とす。

様式第七号中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第六号中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第八号とす。

様式第五号中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に、「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同様式を様式第七号とす。

様式第四号中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に、「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、同様式を様式第六号とし、様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第4号 (第4条関係)

掘削
温泉増掘許可承継承認申請書
動力装置

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

印

下記の許可について地位の承継を承認されるよう、温泉法第6条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
消滅する法人
存続又は新設する法人
- 2 許可の種別
掘削許可 ・ 増掘許可 ・ 動力装置許可
- 3 許可を受けた日及び許可番号
(1) 許可を受けた日
(2) 許可番号
- 4 許可を受けた工事に係る土地の所在、地番及び地目
(1) 所在及び地番
(2) 地目
- 5 合併又は分割の予定日

様式第5号（第5条関係）

掘削
温泉増掘許可承継承認申請書
動力装置

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所

氏名

被相続人との続柄

印

下記の許可について地位の承継を承認されるよう、第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 許可の種別
掘削許可 ・ 増掘許可 ・ 動力装置許可
- 3 許可を受けた日及び許可番号
 - (1) 許可を受けた日
 - (2) 許可番号
- 4 許可を受けた工事に係る土地の所在、地番及び地目
 - (1) 所在及び地番
 - (2) 地目
- 5 相続開始の日

附則

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十月十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十号

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則（平成九年福岡県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の二第六項」を「第二十条の二第十三項」に、「第三十八条の四第十六項並びに第三十九条の七第十一項及び第十三項」を「第三十八条の四第二十二項、第三十九条の七第九項及び第十一項並びに第三十九条の百六第二項及び第四項」に改める。

第二条第一項中「第二十条の二第六項」を「第二十条の二第十三項」に、「第三十八条の四第十六項」を「第三十八条の四第二十二項」に、「若しくは第三十九条の七第十一項」を「第三十九条の七第九項若しくは第三十九条の百六第二項」に改め、同条第二項第六号中「第六条第三項」を「第六条第一項又は第六条の二第一項」に、「建築確認通知書」を「確認済証」に、「通知書」を「確認済証」に改め、同項第八号中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に改め、同項第九号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の五第三項」に、「再開発地区計画の区域内」を「再開発等促進区内」に、「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画」を「同条第二項第三号に規定する地区整備計画」に改める。

第三条第一項及び第二項中「又は第三十九条の七第十三項」を「第三十九条の七第十一項又は第三十九条の百六第四項」に改める。

第四条中「建築確認通知書」を「確認済証」に改める。

第五条第一号中「第三十一条の二第二項第六号又は第六十二条の三第四項第六号」を

「第三十一条の二第二項第十一号又は第六十二条の三第四項第十一号」に、「又は第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄」を「第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄又は第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の上欄」に改める。

第六条第二号中「又は第六十五条の七第一項の表の第十四号の下欄」を「第六十五条の七第一項の表の第十二号の下欄又は第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の下欄」に改める。

第十条を削る。

福岡県知事

様式第一号の（表）中 北九州市長 を「福岡県知事」に、「第20条の2第6項」を

福岡市長

「第20条の2第13項」に、「第38条の4第16項」を「第38条の4第22項」に、「再開発地区計画の区域」を「再開発等促進区」に、「建築確認通知」を「確認済証交付」に改め、同様式の（裏）備考一中「再開発地区計画の区域」を「再開発等促進区」に改める。

福岡県知事

様式第二号の（表）中 北九州市長 を「福岡県知事」に、「第25条の4第2項」を

福岡市長

「第25条の4第2項」に、「再開発地区計画の区域」を「再開発等促進区」に、「建築確認通知」を「確認済証交付」に改め、同様式の（裏）備考一中「再開発地区計画の区域」を「再開発等促進区」に改める。

福岡県知事

様式第三号中 北九州市長 を「福岡県知事」に、「第25条の4第16項」を

福岡市長

「第25条の4第16項」に、「建築確認通知の」を「確認済証交付」に改める。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）